

平成23・24年度競争参加資格申請に関する
よくあるご質問について

(問1) インターネットで工事資格の申請をするが、林野庁発注の工事实績がない場合は、主たる申請局に何か提出するものはあるか。

(答え) 返信用封筒の提出をお願いします。

資料2 (平成23・24年度競争参加資格の審査のお知らせ)

2(2)③に記入されていますので、ご確認ください。

※ 80円切手貼付でA4用紙が折りたたんで入るものです。

(問2) 工事实績等や返信用封筒は、いつ送ったらよいか。

(答え) インターネット一元受付で受理されたことを確認した後に送付をお願いします。

(問3) 申請期間を過ぎてしまった場合は、受付されないのか。

(答え) インターネット一元受付は、平成23年1月14日までとなっていますので、それ以降は、持参または郵送での申請となります。

持参または郵送の申請時期が過ぎてしまった場合は、定期受付はできません。申請された書類は随時受付の扱いとします。随時受付の初回審査は4月1日以降となるため、資格確認通知書等は定期申請より1ヶ月以上遅くなることがあります。

(問4) 建設工事申請様式1-3(林野庁工事实績)の4年間とは、今回の23・24年度定期申請にあたりどの時期をいうのか。

(答え) 平成18年4月1日～平成22年3月31日の4年間となります。

「認定する年度」とは平成22年度となります。平成23年3月までに審査を行い平成23年4月1日に通知することとしています。

(問5) 建設工事申請様式1-3(林野庁工事实績) 枠外の注意書き1で、「土木工事」が「森林土木工事」に変更になったが、その理由は何か。

(答え) 記載していただくのは林野庁関係の発注工事ですので、より正しく分かりやすくするため修正したものです。すでに記載して提出準備されているようでしたら、その内容を変更する必要は生じません。

(問6) 申請様式の中で「業者コード」欄には何を記入すればよいか。

(答え) 現在、登録されている資格確認通知書に記載された登録番号を記入してください。

登録番号は、アルファベット1文字+5桁の数字です。(例、A65432)

なお、新規(21・22年度に登録されていない)で申請される方は、登録番号がないので未記入(空欄)のままです。

(問7) 建設工事申請様式1-2(有資格者等数値)の22専門技術職員数に該当する者がいる場合、何か添付する資料はあるのか。

(答え) 該当する有資格者である確認のため、個人ごとに有資格の証明書類などコピーをいただいております。

(問8) 建設工事の登録を共同企業体で申請しようと考えているが、どのような書類を提出すればよいか。

(答え) 共同企業体協定書の写し、様式6(共同企業体等調書)の提出をお願いします。

なお、共同企業体で登録されますとその構成員は単体企業として登録できないこととなっています。

(問9) 建設工事の登録で、今回の申請する以前に合併があった場合、どのような書類を提出すればよいか。

(答え) 合併後5年未満となる場合は、「当該事実を証明する書類」が必要となります。

それぞれ会社ごとに合併に関する書類は違うと思いますが、合併等した年月日、合併の状況(合併新会社・営業譲渡・営業内容の一部分割等)など内容が分かる書類の写しを提出してください。

(問10) 様式1-1に電子入札用ICカードの登録番号を記載する欄には、何を記入したらよいか。

(答え) 農林水産省電子入札センターの登録者情報に「企業ID」(16桁数字)がありますのでご確認ください。なお、北海道森林管理局のホームページから直接行けませんのでご注意願います。

また、ICカード利用登録時に承認メールが届いていると思いますが、そのメールにある「受注者番号」(16桁数字)も同じです。

(問11) 様式1-2 ③「申請を希望する部局」を「林野庁」としておけば、
全国の森林管理局長が発注する物件にも入札することができるのか。

(答え)「申請を希望する部局」を「林野庁」のみとした場合、林野庁長官が発注する物件のみとなり、各森林管理局長が発注する物件には入札できません。

(問12) 様式1-2 ③「申請を希望する部局」を「北海道」としておけば、
道内で発注されるすべての物件に入札できるのか。

(答え) 林野庁長官が発注する物件で道内に係るものについては、入札に参加できません。

(問13) 問12に関連して、道内で林野庁長官が発注する物件は多いのか。

(答え) 現在は、ほとんど地元の森林管理署長等による発注で、建築関係（新築工事）は森林管理局長となっています。

また、道内には林野庁所管で北海道森林管理局に属していないものもありますが、発注はほとんどありません。

(問14) 様式1-1で「申請代理人」欄があるが、行政書士等による代理申請の場合、ここに申請代理人の署名捺印があれば委任状は不要でよろしいのか。

(答え) 申請代理人による申請の場合、申請代理人欄への記入のほか、委任状の提出が必要になります。

(問15) 申請代理人による代理申請の場合、返信用封筒の宛先を申請代理人としてよろしいのか。

(答え) 委任状の委任内容に結果通知の受理（資格確認通知書の受理）の業務が含まれていれば可能です。